

宇 都 宮
商 工 会 議 所

震災

～事業の継続と復興のための最新情報集～

復興

Ver.2

支援ガイド

ガンバろう宇都宮宣言！ 商工会議所は、みんなのヤル気を応援します。

宇 都 宮 商 工 会 議 所

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL 028 (637) 3131 FAX 028 (634) 8694

URL <http://www.u-cci.or.jp>

宇都宮商工会議所震災復興支援ガイド 目次

1. 店舗・工場の修繕や、事業の再開・継続のため融資を受けたい	
栃木県制度融資「東北地方太平洋沖地震緊急対策資金」	P3
栃木県制度融資「経営安定資金（基盤強化融資）」	P3
宇都宮市制度融資「緊急景気対策特別資金（災害関連）」	P3
日本政策金融公庫・商工組合中央金庫「東日本大震災復興特別貸付」	P4
日本政策金融公庫「セーフティネット貸付」	P5
栃木県信用保証協会「東日本大震災復興緊急保証」	P6
栃木県信用保証協会「災害関係保証」	P6
栃木県信用保証協会「セーフティネット保証（5号）」	P6
小規模企業共済「特例災害時貸付け」	P7
小規模企業共済「緊急経営安定貸付け」	P7
倒産防止共済（経営セーフティ共済）の共済金貸付請求要件の緩和	P7
2. 小規模企業共済、倒産防止共済（経営セーフティ共済）契約者の支援策	
「小規模企業共済、倒産防止共済」の掛金納付期限の延長	P7
3. 東日本大震災により被災された方への税制上の措置	
「申告・納付等の期限延長」	P8
「法人税及び所得税共通事項」	P8
「所得税」	P8
「法人税」	P8
「消費税」	P9
「相続税・贈与税」	P9
「印紙税」	P9
「自動車重量税」	P10
「災害を受けた場合の納税の緩和制度について」	P10
「その他の納税の緩和制度について」	P11
「東日本大震災に係る義援金等に関する税務上の取り扱いについて」	P11
4. 東日本大震災に伴う従業員等の解雇や休業等に関する労働基準法に基づく取り扱い	
労働基準法等に関するQ&A	P12～P13
5. 東日本大震災に伴う雇用調整助成金の特例等	
「雇用調整助成金」の特例	P14
「雇用保険失業給付」の特例	P14
「未払賃金立替払制度」のご案内	P14
「被災者雇用開発助成金」のご案内	P15
「奨励金支給額」の拡充と要件緩和	P15
「解雇や雇止め」のルール	P15
6. 商工会議所の融資制度及び経営支援事業のご案内	
商工会議所融資制度のご案内	P16～P17
商工会議所経営支援事業のご案内	P18
栃木県中小企業再生支援協議会のご案内	P19
7. 東日本大震災に伴う就労等相談窓口のご案内	
「震災就労等特別相談窓口」開設のご案内	P19
8. 夏期の電力対策に向けた計画作成ガイドラインのご案内	
夏期の電力対策「ピーク抑制＆節電」のための自主行動計画作成ガイドライン	P20～P23
節電行動計画フォーマット（卸・小売店）	P21
各企業における使用電力抑制の取り組み事例	P22
9. 日本からの輸出品に関する放射線検査機関等のご案内	
非放射能汚染に関する証明	P24
EU等、アジア向け輸出に関する証明書発行	P24
栃木県内で製造された工業製品の放射線量測定	P24
国内の放射線検査機関	P25
10. 災害発生後の緊急事態を乗り越えるためのヒント	
事業継続計画（BCP）の策定	P26
日本弁護士連合会「ひまわりほっとダイヤル」	P26
11. とちぎ節電対策宣言	P27
12. 県内震災対応相談窓口・問い合わせ先の一覧	P28

栃木県制度融資

【東北地方太平洋沖地震緊急対策資金】(直接被害を受けた方が対象)

- 融資対象…………… 県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する被災中小企業者
*被災中小企業者とは、市町村長等が発行する罹災証明を受けた方です。(なお、罹災証明書は速やかに発行されることになっております。)
*本資金は国の災害関係保証に対応した資金です。
- 資金用途…………… 罹災の対応のために必要な設備資金(但し土地取得費は除く)及び運転資金
- 融資限度額…………… 8,000万円(設備資金・運転資金)
- 融資期間…………… 10年以内(うち据置期間1年以内)
- 融資利率…………… 年1.4%以内(責任共有制度対象外)
- 信用保証…………… 栃木県信用保証協会の保証を付するものとする
- 保証料率…………… 年0.7%
- 取扱金融機関…………… 銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の県内営業店
- 運用開始日…………… 平成23年3月17日(木) (融資条件は平成23年5月31日現在)

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

【経営安定資金(基盤強化融資)】(間接被害を受けた方が対象)

- 融資対象者…………… 県内において同一事業の実績が1年以上あり、以下の(1)または(2)に該当する市町村長の認定を受けた中小企業者の方【特定中小企業者】等
(1)平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方
(2)最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している方
*本資金は国のセーフティネット保証(5号)に対応した資金です。
- 資金用途…………… 運転資金
- 融資限度額…………… 5,000万円
- 融資期間…………… 10年以内(うち据置期間1年以内)
- 融資利率…………… 年1.6%以内(責任共有制度対象外)
- 信用保証…………… 栃木県信用保証協会の保証を付するものとする
- 保証料率…………… 年0.8%
- 取扱金融機関…………… 銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の県内営業店
- 運用開始日…………… 平成23年4月1日 (融資条件は平成23年5月31日現在)

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

問合せ先▶ 栃木県 経営支援課金融担当 電話：028(623)3180 HP：http://www.pref.tochigi.lg.jp/

宇都宮市制度融資

【緊急景気対策特別資金(災害関連)】(直接被害を受けた方が対象)

- 融資対象…………… 市内に事業所を有する中小企業者で、東北地方太平洋沖地震により事業所等が直接被災した中小企業者法人にあっては商業登録を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること
- 融資条件…………… (1)市税を滞納していないこと
(2)事業所等が直接被災し、市が発行する罹災証明書を添付すること
(3)経営が健全で、返済能力が確実であること
- 資金用途…………… 事業再建に必要な設備資金及び運転資金
- 融資限度額…………… 1企業3,000万円
- 融資期間…………… 10年以内
- 融資利率…………… 融資期間7年以内 年1.4%、融資期間10年以内 年1.5%
- 信用保証…………… 栃木県信用保証協会の保証を付するものとする
- 保証人…………… 原則不要(法人は代表者1名)
- 返済方法…………… 1年以内の据置後月賦返済
- 取扱金融機関…………… 宇都宮市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫
- 申込の添付書類…………… (1)市税完納証明書 (2)最近期の決算書の写し
(3)市が発行する罹災証明書(「東北地方太平洋沖地震罹災証明書(融資専用)」)
*〈信用保証料補助〉申込金額が1,000万円以内の資金については信用保証料の補助があります。保証料の補助を受けるときは、補助申請書の提出をしてください。
*〈信用保証料補助の限度〉回数による制限はなく、申込みの都度補助が受けられます。

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

(融資条件は平成23年5月31日現在)

問合せ先▶ 宇都宮市経済部 商工振興課商工振興グループ 電話：028(632)2433 HP：http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/

【東日本大震災復興特別貸付】

- 融資対象…………… (1) 直接被害者
地震・津波等により直接被害を受けた方（罹災証明（写し写しで可、事後提出可）が必要）、原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する方（納税証明、商業登記簿等の確認書面（写しで可、事後提出可）が必要）
- (2) 間接被害者
直接被害者（大企業可）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方
→直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）又は被害証明書が必要（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載のうえ、お申込み先にご提出ください。）
→具体的な要件は、直接被害者との取引依存度が2割以上の中小企業者等で①借入申込後3カ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる、又は②借入申込直前2カ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して10%以上減少した方となります。
- (3) その他
その他、震災の影響により業況が悪化している方
- 融資限度額…………… 日本政策金融公庫（中小企業事業）、商工組合中央金庫 7億2,000万円
日本政策金融公庫（国民生活事業） 4,800万円
- 融資期間…………… 設備資金15年以内、運転資金8年以内（据置期間3年以内）
- 融資利率…………… 日本政策金融公庫（中小企業事業） 1.65%
日本政策金融公庫（国民生活事業） 2.15%
商工組合中央金庫 1.65%
* 融資期間5年以内の基準利率（平成23年5月23日現在）
* 利率は担保、財務状況、返済期間等により変動
* 上記融資利率から、売上等が減少している場合は▲0.3%引き下げ、雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%引き下げの金利減免措置を利用することが可能です。

【直接被害者・間接被害者を対象とする東日本大震災復興特別貸付の『別枠』】（別枠部分からのご利用も可能です。）

- 融資限度額…………… 日本政策金融公庫（中小企業事業）、商工組合中央金庫 3億円
日本政策金融公庫（国民生活事業） 6,000万円
- 融資期間…………… (1) 直接被害者
設備資金20年以内、運転資金15年以内（据置期間5年以内）
- (2) 間接被害者
設備・運転ともに15年以内（据置期間3年以内）
- 融資利率…………… 日本政策金融公庫（中小企業事業） 1.65%
日本政策金融公庫（国民生活事業） 2.15%
商工組合中央金庫 1.65%
* 融資期間5年以内の基準利率（平成23年5月23日現在）
* 利率は担保、財務状況、返済期間等により変動
- (1) 直接被害者の『別枠』部分の融資利率
上記融資利率から▲1.4%引き下げ。融資後3年間、1億円を上限（国民生活事業は3,000万円）
- (2) 間接被害者の『別枠』部分の融資利率
上記融資利率から最大で▲1.4%引き下げ、融資後3年間、3,000万円を上限
* 上記の金利引き下げ措置について、平成23年3月14日以降に日本政策金融公庫等から災害復旧貸付により融資を受けている部分は、遡って適用されることになります。

【東日本大震災復興特別貸付】の主な拡充内容～災害復旧貸付からの拡充内容～

- 別枠の拡大…………… 直接被害及び間接被害を受けた方の融資限度額（別枠）を倍増
（日本政策金融公庫国民生活事業 3,000万円→6,000万円、日本政策金融公庫中小企業事業・商工組合中央金庫 1億5,000万円→3億円）
- 融資期間の延長…………… 直接被害及び間接被害を受けた方の設備資金の融資期間と据置期間を延長
（融資期間：直接被害10年以内→20年以内、間接被害10年以内→15年以内）
（据置期間：直接被害2年以内→5年以内、間接被害2年以内→3年以内）
- 金利の引き下げ…………… 適用金利の大幅な引き下げ（直接被害者は貸付後3年間▲0.9%→▲1.4%引下げ。間接被害者は貸付後3年間▲0.9%→▲最大1.4%引下げ。）

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。 (融資条件は平成23年5月23日現在)

株式会社商工組合中央金庫宇都宮支店 電話：028(633)8191 HP：http://www.shokochukin.co.jp/index.html

〈個人企業・小規模企業の方〉

問合せ先▶ 日本政策金融公庫宇都宮支店国民生活事業 電話：028(634)7141

〈中小企業の方〉

日本政策金融公庫宇都宮支店中小企業事業 電話：028(636)7171 HP：http://www.jfc.go.jp/

【セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)の特別利率適用】

セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)は、取引先企業等の倒産により経営に困難を来している中小企業者を対象として、円滑な資金供給を確保するための融資制度です。

今般の東日本大震災の影響を受けて倒産企業が増加し、連鎖倒産が発生する事態を防止するため、本制度を活用する中小・小規模企業の方々に対して、その困窮度に応じて利率の引き下げ措置が講じられました(平成23年5月23日取り扱い開始)。

- (1) 倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の20%以上の場合
基準金利から▲0.75%引き下げ(倒産対策利率A)
- (2) 倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の10%以上20%未満の場合
基準金利から▲0.5%引き下げ(倒産対策利率B)
- (3) 民間金融機関が貸付利率を倒産対策利率A以下とした場合
基準利率から▲0.75%引き下げ(倒産対策利率A)

【セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)の概要】

- 融資対象…………… 取引企業などの倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方
 - (1) 倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方
 - (2) 倒産した企業に対する取引依存度が10%以上である方
 - (3) 倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方
 - (4) 倒産した企業の債務を保証している方
 - (5) 倒産した企業の設置する商業施設に入居している方であって、倒産の影響を受けている方、または影響を受けるおそれのある方
 - (6) 倒産した企業から受注した商品や役務などが、倒産の影響により取り消された方
- 資金使途…………… 運転資金
- 融資限度額…………… 国民生活事業 3,000万円以内(別枠)
中小企業事業 1億5,000万円以内(別枠)
- 融資期間…………… 8年以内(据置期間3年以内)
- 融資利率…………… 基準利率
但し、上記要件に該当する場合は、倒産による影響度合いに応じて、「倒産対策利率A」または「倒産対策利率B」が適用されます。

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

(融資条件は平成23年5月27日現在)

【セーフティネット貸付(経営環境変化資金・金融環境変化資金)】

- 融資対象……………
 - ・社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している事業者等で、中長期的にみて、業況が回復し、かつ発展することが見込まれる方(経営環境変化資金)
 - ・金融機関との取引条件の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けており、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれ、一定要件を充たす方(金融環境変化資金)
- 融資限度額…………… (経営環境変化資金)
国民生活事業 4,800万円、中小企業事業 7億2,000万円
(金融環境変化資金)
国民生活事業 別枠4,000万円、中小企業事業 別枠3億円
- 融資利率…………… 国民生活事業 2.15%
中小企業事業 1.65%
* 融資期間5年以内の基準利率(平成23年5月23日現在)
- 資金使途…………… 設備資金及び運転資金
- 融資期間…………… 設備資金15年以内(据置期間3年以内)、運転資金8年以内(据置期間3年以内)

* 融資期間、保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

(融資条件は平成23年5月23日現在)

問合せ先▶

〈個人企業・小規模企業の方〉

日本政策金融公庫宇都宮支店国民生活事業 電話：028(634)7141

〈中小企業の方〉

日本政策金融公庫宇都宮支店中小企業事業 電話：028(636)7171 HP：<http://www.jfc.go.jp/>

【東日本大震災復興緊急保証】

- 保証対象……………『特定被災区域内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方』
 - ・ 特定被災区域内に事業所を有し、地震・津波等により直接被害を受け、市町村長の罹災証明を受けた方
 - ・ 原発事故に係る警戒区域等の区域内に事業所を有する方
 - ・ 震災の影響により業況が悪化し、震災後の3カ月につき前年同期比10%以上売上が減少（減少見込みを含む。）し、市町村長の認定を受けた方
 『特定被災区域外の中小企業者で、次のいずれかに該当する方』
 - ・ 特定被災区域内の事業者との取引関係があり、震災後の3カ月につき前年同期比10%以上売上が減少（減少見込みを含む。）し、市町村長の認定を受けた方
 - ・ 今般の震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で業況が悪化し、震災後の3カ月につき前年同期比15%以上売上が減少（減少見込みを含む。）し、市町村長の認定を受けた方
- 資金用途…………… 経営の安定に係る事業資金（運転資金、設備資金、借換資金）
- 保証限度額…………… 無担保8,000万円、最大で2億8,000万円（一般保証、セーフティネット保証、災害関係保証とは別枠）
- 保証期間…………… 10年以内（据置期間2年以内）
- 保証割合…………… 100%（全額保証）
- 保証料率…………… 0.7%
- 貸付利率…………… 金融機関所定の利率
- 担保…………… 必要に応じて徴求
- 保証人…………… 原則、法人代表者のみ（第三者保証人については、原則不要）
- 添付書類…………… 罹災証明書、納税証明書、市町村長発行の認定書（保証対象によって異なります）
- 取扱期間…………… 平成23年5月23日～平成24年3月31日（左記期間内に貸付実行することが必要）

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。 (保証条件は平成23年5月23日現在)

【災害関係保証】

- 保証対象…………… 東北地方太平洋沖地震災害により直接被害を受けた中小企業者
- 保証限度額…………… 2億8,000万円（一般保証と別枠、セーフティネット保証と同枠）
- 保証割合…………… 100%（全額保証）
- 対象資金…………… 事業の再建に必要な資金
- 貸付形式…………… 証書貸付、手形貸付
- 保証期間…………… 運転資金10年以内、設備資金20年以内（据置期間1年以内）
- 返済方法…………… 原則均等分割返済
- 保証料率…………… 0.7%
- 貸付利率…………… 金融機関所定利率
- 担保…………… 必要に応じて徴求
- 保証人…………… 原則、法人代表者のみ
- 添付書類…………… 市町村長が発行した罹災証明書
- 取扱期間…………… 平成23年3月11日から平成23年9月11日まで（左記期間内に貸付実行することが必要）

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。 (保証条件は平成23年5月31日現在)

【セーフティネット保証(5号)：業況の悪化している業種(全国的)】

- 保証対象…………… 指定された業種^(※1)に属し、売上高の減少等^(※2)について、市区町村の認定を受けた中小企業者
 - (※1)平成23年4月1日～9月30日については、原則全業種である82業種が対象（農林水産業、金融業は対象外）
 - (※2)基準（平成23年4月1日～9月30日については、以下イ）～ハ）のいずれかを満たす必要があります。）
 - イ）最近3カ月の平均売上が前年同期比5%以上減少している方
 - ロ）製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方
 - ハ）東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1カ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつその後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれる方
- 保証限度額…………… 無担保8,000万円、最大2億8,000万円（一般保証と別枠、災害関係保証と同枠）
- 保証割合…………… 全額保証
- 保証利率…………… 0.8%

(保証条件は平成23年5月31日現在)

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

問合せ先▶ 栃木県信用保証協会宇都宮本所 電話：028(635)2121
 栃木県信用保証協会足利支所 電話：0284(70)6339 HP：http://www.cgc-tochigi.or.jp/

【特例災害時貸付け】

- 対象者…………… 事業所や重要な資産の損壊や流失等、直接被害を受けた契約者
(間接被害の方については、従来の傷病災害時貸付けが適用となります。)
- 融資限度額…………… 50万円～2,000万円(但し、納付済掛金の合計額の7割から9割の範囲内)
- 融資利率…………… 無利子
- 融資期間…………… 4年(貸付額500万円以下)、6年(貸付額505万円以上)
- 据置期間…………… 1年

*平成23年4月時点で、共済契約者貸付けの限度額が50万円以上となる方が対象です。(融資条件は平成23年4月27日現在)

【「計画停電等(港湾・道路等の途絶、ガソリン・資材等の流通難等を含む)」 の実施に伴う小規模企業共済緊急経営安定貸付けの適用条件の緩和】

- 対象者…………… 電力会社が行う計画停電等(港湾・道路等の途絶、ガソリン・資材等の流通難等を含む)の影響を受けて
売上の減少が見込まれる小規模企業共済契約者
- 適用条件…………… (1)最近3カ月間または6カ月間の売上が前年同期に比して5%以上減少しており、かつ、今後も減少
が見込まれること
(2)最近3カ月間または6カ月間の売上が2年前または3年前の同期に比して5%以上減少しており、かつ、
今後も減少が見込まれること
(3)(緩和部分)今後1カ月の売上げ見込みが前年同月に比して減少することが見込まれること
- 融資利率…………… 年0.9%(緊急経営安定貸付け)
- 融資期間…………… 貸付額500万円以下の場合 3年
貸付額505万円以上の場合 5年
- 融資限度額…………… 50万円～1,000万円(掛金納付月数により、掛金の7割～9割となります。)

(融資条件は平成23年5月18日現在)

小規模企業共済、倒産防止共済(経営セーフティ共済)契約者への支援策

【倒産防止共済(経営セーフティ共済)の共済金貸付請求要件の緩和】

この制度は、取引先企業が倒産した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度に、無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付が受けられ、中小企業の連鎖倒産を防止する制度です。今般の震災を受けて、共済金貸付請求要件に「特定非常災害による支払不能の共済事由化」が追加される緩和措置が行われました。

【倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度の概要】

- 貸付限度額…………… 回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額(最高3,200万円)のいずれか少ない額
- 貸付請求要件…………… (1)破産法、民事再生法等の法的整理の申し立てを裁判所に行っていること
(2)手形取引に係る銀行取引停止処分
(3)弁護士又は認定司法書士が債権・債務処理を行う私的整理
(4)災害によって支払ができなくなった取引先の手形・小切手を所持する場合
(5)〈緩和部分〉特定非常災害で取引先事業者の代表者の全員が死亡・生死不明・所在不明となり、債務の
支払いが著しく困難であると弁護士が判断した場合
- 貸付条件…………… 無担保・無保証人・無利子
但し、共済金の貸付を受けると、貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 貸付期間…………… 5年(据置期間6カ月)
- 返済方法…………… 均等償還

(上記の要件緩和措置は平成23年4月22日現在)

【小規模企業共済掛金の納付期限の延長等】

被災共済者に対し、掛金の納付期限を当面6カ月延長^(※1)するとともに、契約者貸付の償還期日を過ぎた場合に発生する延滞利子を当面12カ月間は免除^(※2)。また、被災契約者の共済金の支払いを円滑にするため、手続きを迅速化。

【倒産防止共済(経営セーフティ共済)掛金の納付期限の延長等】

被災共済契約者に対し、掛金の納付期限について当面6カ月延長^(※3)するとともに、貸付金の償還期限について当面6カ月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除。

(※1・3)地域によって違いがあります。

(※2)延滞利子免除の対象者(災害救助法適用地域(東京都を除く)で被災された小規模企業共済契約者のうち、平成23年3月11日において契約者貸付を受けており、かつ、約定償還日が平成23年2月1日以降の方。)

(上記の納付期限の延長措置は平成23年4月8日現在)

【1. 申告・納付等の期限延長】

青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について延長されています。

この他の地域に納税地を有する方につきましても、被災や交通途絶等により申告・納付等が困難な方につきましては、個別に申告・納付等の期限延長が認められます。

【2. 法人税及び所得税共通】

(1) 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。

なお、事業を営む個人の有する事業用資産についても、同様に必要経費となります。

- ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- ②損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用の額

(2) 復旧のために支出する費用

法人が、災害により被害を受けた固定資産（以下「被災資産」）について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります。

- ①被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
 - ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
 - ③被災資産について支出する費用（①又は②に該当するものを除く）の額のうち、資本的支出か修繕費が明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。
- なお、これらの取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

* 法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理（費用処理）をしているときは、税務上もこの処理が認められます。

【3. 所得税】

(1) 所得税の軽減または免除

震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法（所得税法に基づく「雑損控除」）、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減または免除を受けることができます。なお、震災により被害を受けた方については、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

(2) 源泉所得税の徴収猶予、還付

震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除の適用を受けようとする方または住宅や家財の損害の割合が50%以上であり平成23年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。ただし、震災による損害につき、平成23年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方、または平成22年分の災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税の徴収猶予や還付は受けられません。

* 源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けることにより清算することになります。

(3) 住宅借入金等特別控除の特例

震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

(4) 被災事業用資産の損失に係る取扱い

平成23年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について震災により生じた損失（以下「事業用資産の震災損失」）については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、平成21年分から青色申告をしている方は、平成22年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災損失も含めて、平成21年分の所得に繰り戻して所得税の還付請求をすることができます。

【4. 法人税】

(1) 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付請求をすることができます。

* 平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する仮決算による中間申告期間（以下「中間期間」）においても、同様に還付請求をすることができます。

（平成23年4月27日現在）

(2) 被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、①被災した資産に代替する資産として、建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具の取得等をして事業の用に供した場合や、②被災区域等で、建物、構築物、機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の15%～30% (中小企業者は18%～36%) の特別償却ができます。

(3) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡した資産に係る譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入することができます。

- ①被災区域内の土地等、建物、構築物（平成23年3月11日前に取得されたものに限る）の譲渡をし、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合
- ②被災区域外の土地等、建物、構築物の譲渡をし、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合

(4) 申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例

震災に係る国税通則法第11条の規定による申告期限の延長に伴い、法人税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

【5. 消費税】

(1) 災害により滅失・損壊した資産等

被災された個人事業者および法人について、次の消費税法の特例が設けられました。

- ①消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出
- ②消費税の簡易課税制度の適用を受ける（やめる）届出

震災の被災者である個人事業者および法人が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択する（またはやめる）場合、または簡易課税制度の適用を受ける（またはやめる）場合には、指定日までに所轄税務署長に届出書を提出することにより、本来の提出時期（適用を受けようとする課税期間の初日の前日）までに提出されたものとみなして、その適用を受けること（またはやめること）ができます。

(2) 申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出に係る特例

震災に係る国税通則法第11条の規定による申告期限の延長に伴い、消費税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出の必要はありません。

なお、年3回、年11回の中間申告を行う必要のある事業者のその中間申告期限のみ同一の日となり、確定申告期限と同一の日とならない場合には、この特例は適用されません。

【6. 相続税・贈与税】

(1) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

平成22年5月11日から平成23年3月10日までの間に相続等または譲渡により取得した特定土地等または特定株式等（平成23年3月11日前に取得されたものに限る）の価格は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

(2) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

相続または贈与により取得した財産（建物・家庭用財産・自動車等）が、申告期限前に被害を受けた場合には、一定の要件に該当すれば、被害を受けた財産の価額から被害を受けた部分の価額を控除して相続税または贈与税を計算することができます。

(3) 納付すべき税額の控除

相続または贈与により取得した財産（建物・家庭用財産・自動車等）が、申告期限後に被害を受けた場合には、一定の要件に該当すれば、被害のあった日以後において納付すべき税額のうち、その被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除されます。

(4) 「住宅取得等資金の贈与税の特例」に係る入居要件等の特例

- ①震災により特例の対象となる住宅が損壊し通常の修繕によっては原状回復が困難となったため入居できなくなった場合には、入居要件が免除されます。
- ②（平成22年分）震災により特例の対象となる住宅の修繕が必要となるなど期限までに入居できなくなった場合には、入居期限が1年間延長されます。
- ③（平成23年分）震災により特例の対象となる住宅を期限までに取得できなくなった場合には、取得期限と入居期限が1年間延長されます。

*この特例は、平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間の贈与が対象となります。

【7. 印紙税】

(1) 特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税

非課税措置の対象となる消費貸借契約書は、震災により被害を受けた方を対象として、個人の住宅資金、企業の設備資金や運転資金などに充てるために、地方公共団体または政府系金融機関等が行う災害特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものです。

(2) 被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税

非課税措置の対象となる契約書は、震災の被災者が、滅失等した建物の代替建物を取得する場合等において作成する「不動産の譲渡に関する契約書」または「建設工事の請負に関する契約書」で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるもの

(平成23年4月27日現在)

です(次の3つの要件を満たす必要あり)。

- ①「不動産の譲渡に関する契約書」または「建設工事の請負に関する契約書」であること
- ②震災の「被災者」が作成する契約書であること
→非課税措置の適用を受けようとする者は、市町村長が発行した「罹災証明書」等を非課税措置の対象となる契約書に添付しなければなりません。
- ③次の(ア)～(カ)のいずれかの場合に作成する契約書であること
(ア)震災により滅失した建物または損壊したため取り壊した建物(滅失等建物)が所在した土地を譲渡する場合
(イ)震災により損壊した建物(損壊建物)を譲渡する場合
(ウ)滅失等建物に代わる建物(代替建物)の敷地のための土地を取得する場合
(エ)代替建物を取得する場合
(オ)代替建物を新築する場合
(カ)損壊建物を修繕する場合

*代替建物については、滅失等建物に代わるものであることが、契約書その他の書面において明らかにされている必要があります。

上記の(1)、(2)の特例を受けることができる契約書について、既に印紙税を納付してしまった場合には、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

【8. 自動車重量税】

被災自動車の使用者であった方が、平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に、買換車両(中古自動車含む)を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。

なお、この免税措置は被災自動車の使用者であった方に係る被災自動車の数が適用限度となります。

この免税措置の適用を受けることができる買換車両について、既に自動車重量税を納付してしまった場合には、その納付された自動車重量税の還付を受けることができます。

(平成23年4月27日現在)

災害を受けた場合の納税の緩和制度について

今般の震災により、財産に被害を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合につきましては、納税の猶予等の納税の緩和制度を受けることができます。

【1. 災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予】

- 対象国税…………… 災害のやんだ日以前に納税義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以降1年以内に納期限が到来する国税
- 要件…………… ①災害により財産に相当な損失を受けたこと(保険金等により補てんされる金額は損失額から控除)
*相当な損失とは被害額が全資産額のおおむね20%以上である場合をいいます。
②災害のやんだ日から2月以内に申請があること
- 申請方法…………… 「納税の猶予申請書」を税務署へ提出
*納税の猶予申請書には被災明細書の添付が必要になりますが、被災状況が判明するまでに日時を要するときは、後日、被災明細書を提出してください。なお、被災明細書に代えて、市町村が発行する罹災証明書または申請者の方への聴き取りによる方法でも確認を行っています。
- 納税の猶予の期間…………… その納期限から1年以内。国税通則法第11条により納期限が延長されている場合は、延長後の納期限から1年以内。
①被害額が全資産の額の50%を超える場合・・・原則1年
②被害額が全資産の額の20%～50%である場合・・・原則8月
*予定納税に係る所得税並びに中間申告の法人税および消費税は、最長で確定申告期限まで猶予
- 猶予金額…………… 対象国税の全部または一部
- 担保…………… 不要
- 延滞税…………… 猶予期間に対応する延滞税の全額を控除

【2. 災害等により納付困難となった場合の納税の猶予(既に納期限が到来している国税)】

- 要件…………… ①災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することが困難なこと
②申請があること
- 申請方法…………… 「納税の猶予申請書」を税務署へ提出
- 納税の猶予の期間…………… 1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき、延長することができる。ただし、既にこの規定による納税の猶予を受けた期間と合わせて2年以内。
- 猶予金額…………… 災害等により被害を受けたことに基づき一時に納付することが困難と認められる金額
- 担保…………… 原則として必要(猶予金額が50万円以下または特別な事情がある場合は不要)
- 延滞税…………… 猶予期間に対応する延滞税の全部または一部を免除

(平成23年4月27日現在)

その他の納税の緩和制度について

国税を滞納している納税者の方に、一定の事由がある場合には、「換価の猶予」や「滞納処分の停止」の納税緩和制度があります。

【1. 換価の猶予】

- 要件…………… ①納税について誠実な意思を有していると認められること
②財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の事由がある場合
- 納税の猶予の期間…………… 1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき、延長することができる。ただし、既に換価の猶予を受けた期間と合わせて2年以内。
- 換価の制限…………… 換価の猶予期間中は、原則として、差押財産の換価はできない。
- 担保…………… 原則として必要（猶予金額が50万円以下または特別な事情がある場合は不要）
- 延滞税…………… 猶予期間に対応する延滞税の一部を免除（一定の場合は全部を免除）

【2. 滞納処分の停止】

- 要件…………… 滞納処分を執行することができる財産がないと認められるなど一定の事由がある場合。（滞納処分の停止が3年間継続した場合は、延滞税を含め、納税義務は消滅）
- 申請方法…………… 「納税の猶予申請書」を税務署へ提出
- 納税の猶予の期間…………… 1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき、延長することができる。ただし、既にこの規定による納税の猶予を受けた期間と合わせて2年以内。
- 猶予金額…………… 災害等により被害を受けたことに基づき一時に納付することが困難と認められる金額
- 担保…………… 原則として必要（猶予金額が50万円以下または特別な事情がある場合は不要）
- 延滞税…………… 猶予期間に対応する延滞税の全部または一部を免除

（平成23年4月27日現在）

東日本大震災に係る義援金等に関する税務上の取り扱いについて

【1. 個人の方が義援金等を支出した場合の取り扱い】

個人の方が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国または地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

【2. 法人が義援金等を支出した場合の取り扱い】

法人が義援金等を支出した場合には、その義援金等が「国または地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

【3. 宇都宮商工会議所に支出した義援金の取り扱い】

宇都宮商工会議所に支出いただきました東日本大震災義援金は、日本商工会議所を通じて被災地商工会議所に寄贈されるため、国や地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会等に対する特定寄附金のような税制上の優遇措置はございません。なお、法人の場合は、一般寄附金として一定限度額の範囲内で損金算入が認められます。

（平成23年4月27日現在）

問合せ先▶ 足利税務署 電話：0284(41)3151 大田原税務署 電話：0287(22)3115 栃木税務署 電話：0282(22)0885
氏家税務署 電話：028(682)3311 鹿沼税務署 電話：0289(64)2151 真岡税務署 電話：0285(82)2115
宇都宮税務署 電話：028(621)2151 佐野税務署 電話：0283(22)4366 国税庁HP：<http://www.nta.go.jp>

東日本大震災の発生により、被害を受けられた事業場においては、事業の継続が困難になり、又は著しく制限される状況にあります。このため、賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等を定めた労働基準法の一般的な考え方などについてQ & Aとして取りまとめられています。

主な事項をここに掲載しますが、詳細につきましては栃木労働局HP(<http://www.tochigi-roudou.go.jp>)にアクセスしていただくか、労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

【Q&Aに取りまとめられている項目(目次)】

- ・地震に伴う休業に関する取扱いについて
- ・派遣労働者の雇用管理について
- ・震災に伴う解雇について
- ・採用内定者への対応について
- ・労働基準法第24条(賃金の支払)について
- ・労働基準法第25条(非常時払)について
- ・労働基準法第32条の4(1年単位の変形労働時間制)について
- ・労働基準法第33条(災害時の時間外労働等)について
- ・労働基準法第36条(時間外・休日労働協定)について
- ・労働基準法第39条(年次有給休暇)について
- ・その他

【Q&Aに取りまとめられている具体的な項目(一部抜粋)】

〈1. 地震に伴う休業に関する取扱いについて〉

Q 今回の地震のために、休業を実施しようと思います。この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。また、計画停電の実施に伴う休業の場合は、どうでしょうか。

A 今回の地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、損壊した設備等の早期の修復が不可能である、等のほか、計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合も助成対象になります。本助成金は、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するか否かにかかわらず、事業主が休業についての手当を支払う場合には助成対象となり得ます。このことは、計画停電に伴う休業であっても同様です。

〈2. 震災に伴う解雇について〉

Q 今回の震災で、事業場の施設や設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能になったために、事業の全部又は大部分の継続が困難になったことにより労働者を解雇しようとする場合、労働基準法第19条及び第20条の「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」による解雇といえるでしょうか。

A 最低労働基準を定める労働基準法との関係では、事業場の施設や設備が直接的な被害を受けていない場合には、事業の全部又は大部分の継続が不可能となったときであっても、原則として「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」による解雇に当たりません。ただし、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間等を総合的に勘案し、事業の継続が不可能となったとする事由が真にやむを得ないものであると判断される場合には、例外的に「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」に該当すると考えられます。

〈3. 労働基準法第24条(賃金の支払)について〉

Q 今回の地震で、①事業場の倒壊、②資金繰りの悪化、③金融機関の機能停止等が生じた場合、労働基準法第24条の賃金の支払義務が減免されることはあるでしょうか。

A 労働基準法第24条においては、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければならないとされています。御質問については、労働基準法には、天災事変などの理由による賃金支払義務の減免に関する規定はありません。

Q 被災地への義援金を社内で募る場合、募金額を各労働者から聞いて取りまとめ、賃金から控除することは問題ないでしょうか。

A 賃金からの控除については、労働基準法第24条においては、賃金の全額を直接労働者に支払うことが原則とされていますが、その例外として、①法令に別段の定めがある場合、②事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定がある場合に限り、賃金から一部の金額を控除することが認められています。

上記②の労使協定により控除できるのは、社宅や寮の費用など、労働者が当然に支払うべきことが明らかなものとされています。労働者が自主的に募金に応じる場合は、一般的にはその労働者が当然に支払うべきことが明らかなものと考えられるため、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定を締結し、その労働者の賃金から募金額を控除することは可能です。

なお、②の労使協定があったとしても、募金に応じる意思がない労働者の賃金から義援金として一律に控除することは認められず、労働基準法違反となりますので注意が必要です。

〈4. 労働基準法第25条(非常時払)について〉

Q 労働基準法第25条の「災害」には、今回の地震による災害も含まれるでしょうか。

A 労働基準法第25条では、労働者が、出産、疾病、災害等の非常の場合の費用に充てるために請求する場合は、賃金支払期日前であっても、使用者は、既に行われた労働に対する賃金を支払わなければならないと定められています。

ここでいう「疾病」、「災害」には、業務上の疾病や負傷のみならず、業務外のいわゆる私傷病に加えて、洪水等の自然災害の場合も含まれると解されています。

このため、労働基準法第25条の「災害」には今回の地震による災害も含まれると考えられます。

5. 労働基準法第32条の4(1年単位の変形労働時間制)について

Q 今回の地震により、事業場又は関連事業場が被害を受け、当初の予定どおり1年単位の変形労働時間制を実施できなくなった場合、労使協定を労使で合意解約し、締結し直すことは可能でしょうか。また、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において休日の振替はどのような場合に認められるのでしょうか。

A 労働基準法第32条の4においては、労使協定において、1年以内の変形期間を平均して1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週に1回の休日が確保される等の条件を満たした上で、労働日及び労働時間を具体的に特定した場合、特定の週及び日に1日8時間・1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができるとされています。

今回の地震により、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが困難となる場合が想定されます。1年単位の変形労働時間制は、対象期間中の業務の繁閑に計画的に対応するために対象期間を単位として適用されるものであるため、労使の合意によって対象期間の途中でその適用を中止することはできないと解されています。しかしながら、今回の地震による被害は甚大かつ広範囲に及んでおり、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、労使でよく話し合った上で、1年単位の変形労働時間制の労使協定について、労使で合意解約をしたり、あるいは協定中の破棄条項に従って解約し、改めて協定し直すことも可能と考えられます。

ただし、この場合であっても、解約までの期間を平均し、1週40時間を超えて労働させた時間について割増賃金を支払うなど協定の解約が労働者にとって不利になることのないよう留意が必要です。

また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合において、労働日を特定した時点では予期しなかった事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならないことも考えられます。そのような場合の休日の振替は、以下のとおりとさせていただくことが必要です。

- 就業規則に、休日を振り替えることができる旨の規定を設け、休日の振替の前にあらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えるものであること。
- 対象期間のうち、特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間として労使協定で定める期間をいう。）以外の期間においては、連続労働日数が6日以内となること。
- 特定期間においては1週間に1日の休日が確保できる範囲内であること。

6. 労働基準法第36条(時間外・休日労働協定)について

Q 震災直後には十分な企業活動ができなかったことを受けて、現在、業務量が増加し、36協定で定めた延長時間を超えることになりそうですが、どのように対応すればよいでしょうか。

A 労働基準法に定める労働時間の原則は、1日8時間、1週40時間とされていますが、労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定める範囲内で1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて、労働させることも可能です。

36協定を締結し、届け出ている場合であっても、36協定で定める範囲を超える時間外労働をさせることはできないので、36協定で定める範囲外の時間外労働を可能とするには新たに36協定を締結し直し、届け出ることが必要です。ただし、36協定で延長できる労働時間の限度については、大臣告示(限度基準告示)が定められており、36協定の内容は、限度基準告示に適合したものとするようにしなければなりません。

また、時間外・休日労働はあくまで必要の限度において認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが重要です。

7. 労働基準法第39条(年次有給休暇)について

Q 今回の震災に伴う復旧・復興の業務等のため、労働者から請求のあった日に、年次有給休暇を与えることが困難な場合にはどのようにすればよいでしょうか。

A 年次有給休暇については、使用者は、労働者が請求する時季に与えなければならないと定められています(労働基準法第39条第5項本文)。ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は他の時期に年次有給休暇を与えることができると定められています(同項ただし書)。

したがって、今回の震災に伴う復旧・復興の業務等への対応を行うに当たって、労働者が請求する時季に年次有給休暇を与えることが、事業の正常な運営を妨げる状況にある場合には、他の時期に与えることができます。

事業の正常な運営を妨げる状況であるか否かについては、労働者の所属する事業場を基準として、事業の規模、内容、当該労働者の担当する作業の内容、性質、作業の繁閑、代行者の配置の難易、労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断すべきであると考えられ、震災後の事業を取り巻く状況も踏まえて個別に判断されます。

8. その他

Q 飲食店を経営していますが、震災により店舗の被災はなかったものの、来客数が激減し、売上げが大幅に下がっています。このため、従業員の賃金を引き下げようと考えていますが、問題はありますか。

A 労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われていた賃金、手当等を引き下げるとは、労働条件の不利益変更に該当します。

このため、労働者との合意など、賃金について定めている労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更ルールによらずに、賃金の引下げをすることはできません。

すなわち、賃金引下げなどの労働条件の変更は労働者と使用者の個別の合意ができればできますが、就業規則の変更により賃金の引下げを行うには、労働者の受ける不利益の程度、変更の必要性、変更後の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等に照らして合理的であること、また、変更後の就業規則を労働者に周知させることが必要です(労働契約法第8条、第9条、第10条)。また、労働基準法では、就業規則の変更の際には、労働者の代表等の意見を聴くこととともに、労働基準監督署への届出が義務付けられています(労働基準法第89条、第90条)。

なお、個別の事案につきましては、各都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っておりますので、必要に応じてご利用ください。

(平成23年4月27日現在)

問合せ先▶

栃木労働局 電話：028(634)9112 宇都宮労働基準監督署 電話：028(633)4251

栃木県労働局HP：<http://www.tochigi-roudou.go.jp> 厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>

東日本大震災に伴う雇用調整助成金の特例

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

* 東日本大震災を直接的な理由（避難勧告、避難指示などの法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

【具体的な活用事例】

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。

【通常の支給要件】

- 生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3カ月間の平均値がその直前の3カ月又は前年同期に比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前に計画の届出が必要。

【特例対象】

- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主（以下の(1)～(5)の特例）
- 上記9県に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主「被災地関連事業主」（以下(1)、(2)、(4)、(5)の特例）
- 被災地関連事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主「2次下請等事業主」（以下(1)、(2)、(4)、(5)の特例）

【特例内容】

- (1) 最近3カ月としている生産量等の確認期間を最近1カ月に短縮。
- (2) 震災後1カ月の生産量、売上高等がその直前の1カ月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所（平成23年6月16日まで）。
* 見込みで計画届を提出した場合は、支給要件の際に、見込みに従い生産量、販売量、売上高などが5%以上減少していることが支給の要件となります。
- (3) 最大で平成23年3月11日まで遡って、計画届の事後提出が認められます（平成23年6月16日まで）。
- (4) 特例の支給対象期間（1年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しません。
- (5) 被保険者期間が6カ月未満の者も雇用調整助成金の対象とします。

* 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

（助成金支給要件等は平成23年5月12日現在）

【東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の特例】

災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。
- 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

雇用保険の失業給付を受給している方が、災害のため、「失業の認定日」にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡いただければ、失業の認定日を変更することができます。

【未払賃金の立替払制度のご案内】

お勤めになっていた企業（中小企業及び法律上の倒産手続をとっている大企業）が、地震によって被害を受けたことなどにより倒産状態にいたった場合に、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度^(*)が利用できます。

(*) 未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金（退職手当を含む）のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。立て替えた賃金については、後日、国が事業主の方に求償させていただきます。

【被災者雇用開発助成金のご案内】

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用（1年未満の有期契約を更新する場合も含む）することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します（雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限る）。

〈対象労働者〉

●震災により離職された方（以下の(1)から(3)のいずれにも該当する方）

- (1) 東日本大震災発生時に被災地域^(※1)において就業していた方
- (2) 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- (3) 震災により離職を余儀なくされた方

●被災地域に居住する方^(※2・3)

(※1) 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

(※2) 震災後、安定した職業についたことのない方

(※3) 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

〈利用にあたっての注意点〉

- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができません。
- 対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負含む）に雇い入れられる場合、助成金の対象とはなりません。
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して6カ月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を倒産・解雇等による離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- 支給申請時には雇い入れられた方が対象労働者であることの証明書類が必要です。（これらの書類の中には、雇い入れられた労働者の方にご用意いただく必要があるものがあります。）提出できない場合には、支給を受けることができないことがありますのでご注意ください。

【奨励金の支給額の拡充と要件緩和】

被災した卒業後3年以内の既卒者^(※1)に限定した求人を出し、採用する事業主に対して、次の奨励金について支給額の拡充と要件緩和を行います。なお、平成23年4月6日以前にハローワークまたは新卒応援ハローワークから震災特例対象者の要件を満たす人の紹介を受けている場合は、各奨励金の特例措置の対象とはなりません。

(※1) 平成21年3月以降に学校を卒業し、9県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）の災害救助法適用地域に居住する人をいいます（被災後他地域に避難した人は含みますが、平成23年3月11日以降に被災地外から被災地に転居した人は除きます）。

〈3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金〉

●平成21年3月以降に大学等^(※2)を卒業後、安定した就労経験がない既卒者が対象

基 本：正規雇用から6カ月定着した場合に、100万円支給
（奨励金の支給は雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り）

特例措置：「震災特例専用求人」^(※3)を提出し、当該対象者を雇い入れ
→正規雇用から6カ月定着した場合に、120万円支給
雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回（対象者10人）まで支給可能

〈3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金〉

●平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者が対象

基 本：有期雇用期間（原則3カ月）／1人月額10万円
正規雇用から3カ月後／50万円

特例措置：「震災特例専用求人」を提出し、当該対象者を雇い入れ
→正規雇用から6カ月定着した場合に、60万円支給

(※2) 大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。

(※3) 震災特例対象者に限定した奨学金対象求人を出します。

【解雇・雇止めに関するルール】

企業においては、労働基準法、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」、労働契約法等に定められたルールを遵守することはもとより、解雇・雇止め等に関する裁判例も参考にして適切に労務管理を行い、労使間でトラブルにならないようにする必要があります。

詳しくは、栃木労働局、宇都宮労働基準監督署（震災等緊急相談窓口）、ハローワーク宇都宮（震災特別相談窓口）、までお問い合わせください。

栃木労働局 電話：028(634)9112 宇都宮労働基準監督署 電話：028(633)4251
問合せ先▶ ハローワーク宇都宮 電話：028(638)0369
栃木県労働局HP：http://www.tochigi-roudou.go.jp/ 厚生労働省HP：http://www.mhlw.go.jp/index.shtml

【マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度) 無担保・無保証人】

この融資制度は、小規模事業者の方が無担保・無保証人で利用できる制度です。
 商工会議所の経営指導(6カ月以上)を受けて、申込・受付・審査を行い、日本政策金融公庫に推薦し、公庫の審査を経て融資が実施されます。

〈震災対応特枠〉

～直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者の方には融資限度額、金利引き下げ措置を拡充します～

- **融資対象**…………… 次のいずれにも該当する方
 (1) 次のいずれかに該当する方
 「直接被害者」
 ・ 東日本大震災の地震・津波により直接被害を受け、被害証明書等を提出できる方
 ・ 原子力発電所の事故に関する警戒区域等内に事業所を有する方
 「間接被害者」
 ・ 直接被害者と一定以上の取引^(※1)があり、被害証明書等を提出できる方
 (2) 商工会議所が策定する『小規模事業者再建支援方針』^(※2)等に沿って事業を行う方
- **融資限度額**…………… 1,000万円(別枠)
- **融資利率**…………… 0.95%(融資後当初3年間)、1.85%(融資3年経過後) * 平成23年5月20日現在
 日本政策金融公庫基準金利から▲1.2%引き下げ
- **融資期間**…………… 設備資金10年以内(据置期間2年以内)
 運転資金7年以内(据置期間1年以内)
- **融資期間**…………… 平成23年5月23日から平成23年9月30日まで(公庫受付分)

(※1) 直接被害を受けた中小企業者等に対する取引依存度が20%以上の小規模事業者で、次のいずれかに該当する方
 (ア) 借入れ申込後3カ月の売上高又は受注高が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方
 (イ) 借入れ申込の直前2カ月の売上高又は受注高が前年同期に比して10%以上減少した方
 (※2) 地域と一体となった復興支援を図っていくことを目的に商工会議所等が被災地の小規模企業の復旧・再建に向け策定する支援方針
 (融資条件は平成23年5月23日現在)

〈通常枠〉～風評被害・計画停電による被害者また、被害の無い方も対象になります～

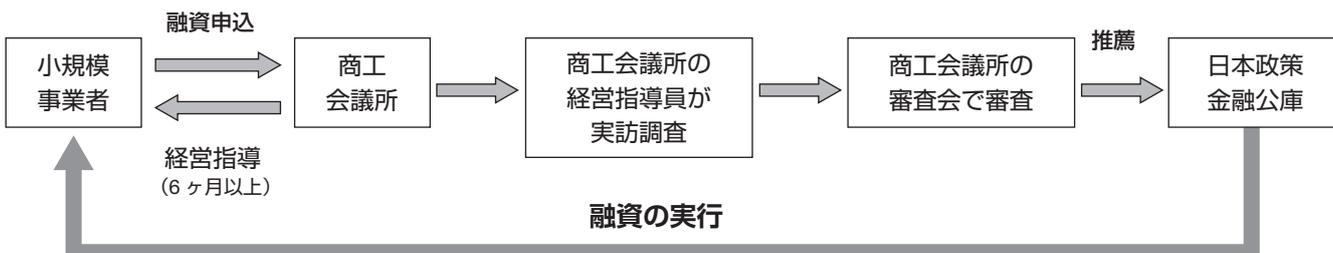
- **融資対象**…………… ・ 常時使用する従業員が20人以下(商業サービス業は5人以下)の法人・個人事業主
 ・ 宇都宮市内で1年以上営業しており、商工会議所の経営指導を6カ月以上受けている方
 ・ 所得税(法人税)、事業税、住民税(市・県民税)を完納している方
- **資金用途**…………… 経営改善に必要な運転資金及び設備資金
- **融資限度額**…………… 1,500万円
- **融資利率**…………… 1.85% * 平成23年5月20日現在
 日本政策金融公庫基準金利から▲0.3%引き下げ
- **返済期間**…………… 設備資金10年以内(うち据置2年以内)
 運転資金7年以内(うち据置1年以内)
- **担保・保証人**…………… 不要(信用保証協会の保証も不要)

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。 (融資条件は平成23年5月23日現在)

「資金の用途」 経営改善に必要な運転資金及び設備資金

運転資金	設備資金
商品・材料の仕入れ/手形・買掛金決済/諸経費の支払い	店舗・工場などの増改築や改装/事業用車輛・機械などの購入

※他の金融機関からの借入金の返済に充てるための資金には利用できません。



※お申込から融資実行まで約1カ月程度かかります。
 ※国の特別貸付なので、日本政策金融公庫(国民生活事業)より貸出されます。

【宇都宮商工会議所ビジネスローン(会員向け特別融資制度)】

当所では市内の10金融機関と提携し、会員向けの特別融資制度を取り扱っています。この会員向け特別融資制度の特徴は、提携した金融機関から以下の商品の融資を受ける場合、当所の会員に限り金利や手数料などが優遇され、早期に融資が実行されるものです。お申込のための共通条件と提携金融機関は以下のとおりです。

- **お申込のための共通条件**……………
 - 宇都宮商工会議所の会員で会費を完納していること
 - 各種税金の滞納がないこと
 - * 其他各金融機関によって個別のお申込条件がある場合がございます。

〈お申込の方法〉

- 宇都宮商工会議所経営支援部に「宇都宮商工会議所ビジネスローン会員確認書」の発行をお申し込みください。原則その場で「会員確認書」(無料/有効期間1カ月)を発行いたします。
- 融資を希望する提携金融機関へ必要書類などをご確認いただいた上で「会員確認書」を添えてお申し込みください。
- 金融機関で審査の上、融資実行の可否が決定いたします。
- 融資のお申込は別途必要となる書類がございます。詳しくは各金融機関へお尋ねください。
- 会員確認書は融資の実行をお約束するものではありません。金融機関の審査によってはご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「提携金融機関のビジネスローン商品名と会員メリット」

提携金融機関	連絡先	商品名と会員メリット
足利銀行	028-626-0526	「スピードライン、グッドリテール」取扱手数料無料、金利0.2%優遇(商品により異なります)
鹿沼相互信用金庫	028-624-2251	会員向けオリジナル商品
烏山信用金庫	028-636-6611	「からしんビジネスローン」金利0.25%優遇
群馬銀行	028-634-7181	「ぐんぎんスモールビジネスローン」金利0.2%優遇・審査結果を原則翌営業日に回答
商工中金	028-633-8191	「商工会議所提携ローン」金利0.1%優遇
筑波銀行	028-633-1361	会員向けオリジナル商品
栃木銀行	028-633-1241	「とちぎんビジネスマックス」金利0.2%優遇
栃木信用金庫	028-633-2111	「とちしん商工会員応援ローン」金利0.25%優遇
東日本銀行	028-634-9131	「スーパービガー、ニュービガー」取扱手数料無料、金利0.25%優遇(商品により異なります)
三菱東京UFJ銀行	0120-250-587	「ビジネスローン融活力」金利0.25%優遇

平成23年4月1日現在(五十音順)

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

【商工いきいき特別保証制度】

- **保証対象**…………… 県内で同一事業を1年以上営み、商工会議所が経営指導を行い推薦する方で、商工いきいき保証承諾後の保証債務残高が5,000万円以内(商工いきいき保証の借換えを除く)の方

〈融資条件〉

- **資金用途**…………… 事業経営に必要な運転資金、設備資金(但し、不動産取得資金は除く)
- **融資限度額**…………… 500万円、または直近決算の平均月商概ね3倍のいずれか少ない額
* 設備資金に限り、限度額の範囲内でのご利用が可能です。
- **融資期間**…………… 10年以内(据置6か月以内)
- **融資利率**…………… 金融機関所定利率
- **信用保証料**…………… 年0.45%~年1.90%
* セーフティネット保証との併用の場合は、年0.7%~年0.8%
- **担保・保証人**…………… 担保不要、保証人は原則として不要(法人代表者を除く)
- **添付書類**…………… 通常のお申込書類のほか、宇都宮商工会議所が発行する「推薦書兼経営指導報告書」が必要になります

〈推薦書兼経営指導報告書の発行にあたって〉

- 当所にご提出いただく書類(決算書・申告書・借入金返済一覧表等)がございます
- 事業所概況及び業況ヒアリングの実施を実施いたします
推薦書兼経営指導報告書の発行に際し、事業内容、取扱品目及び主要な販売先(受注先)などの申し込み事業所概況のほか、直近の売上(受注)、今後の収支見通し及び現在の経営課題等の業況ヒアリングを行います

* 当所が発行する「推薦書兼経営指導報告書」及び申し込み事業所の同意書となる「推薦確認票」は当所ホームページの「商工いきいき保証」のページからダウンロードすることができます。

* 審査の結果ご希望に添えない場合があります。 (融資条件は平成23年5月31日現在)

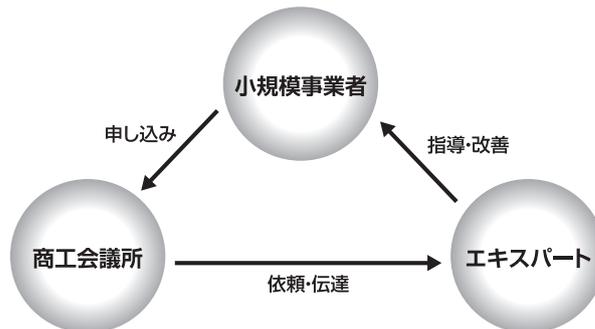
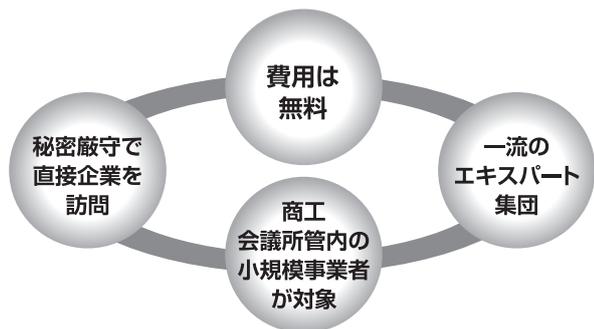
【エキスパートバンク事業】

最近の産業界は、消費者ニーズの多様化・技術水準の高度化など、大きく変化しております。このような中で、特に、中小企業にとっては技術・経営上の諸問題の解決にせまられているのが現状であります。「エキスパートバンク事業」制度はこうした技術・経営面に対策にお困りの小規模事業者へ、直接エキスパート(専門家)を派遣し、問題を解決するために具体的・実践的な指導助言をいたします。



●多彩なメリットをご提供

●信頼できる確実なシステム

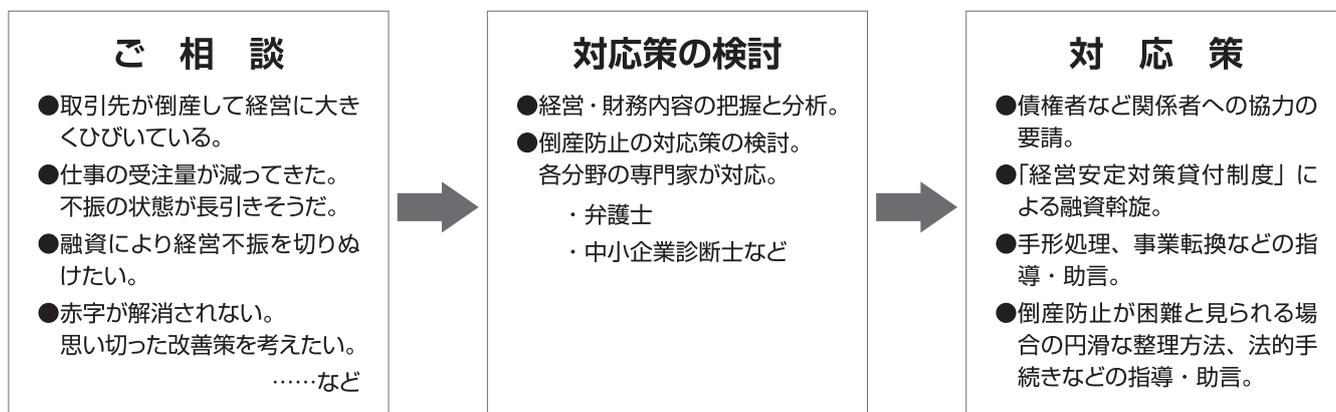


費用は無料	エキスパートの旅費・謝金は商工会議所が全額負担します。	商工会議所管内の小規模事業者が対象	工業をはじめ、商業、サービス業まで小規模事業者の方ならどなたでもご利用いただけます。
秘密厳守で直接企業を訪問	企業の秘密を厳守し、具体的、実践的な指導が直接受けられます。	一流のエキスパート集団	大学、研究機関、民間企業などから経験豊かな一流の専門家を登録しております。

問合せ先▶ 宇都宮商工会議所 経営支援部 電話：028(637)3131

【経営安定特別相談室】

倒産する恐れのある中小企業から事前に相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方策を講じ、また、倒産防止が困難とみられる企業については円滑な整理を図ることにより、企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止することを目的に設置しています。相談無料・秘密厳守です。



問合せ先▶ 宇都宮商工会議所 経営安定特別相談室 電話：028(637)3131
 足利商工会議所 経営安定特別相談室 電話：0284(21)1354

栃木県中小企業再生支援協議会

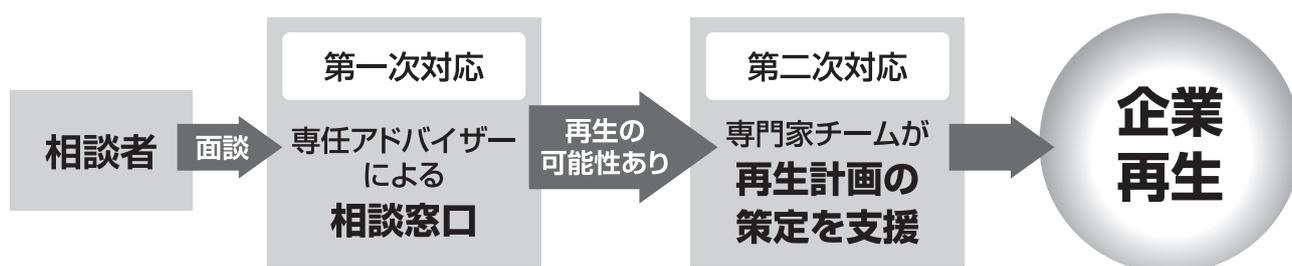
中小企業の再生支援を目的に、産業活力再生特別措置法に基づいて関東経済産業局と事業委託契約を締結した公的組織で、地域経済の再生に取り組んでおり、相談内容に応じて各種アドバイスの実施、専門家等の紹介および経営改善計画の策定支援を行なっています。

*融資の紹介・斡旋をする機関ではありません。

【このような企業を支援しています】

- 経営上の問題を抱えているが、再生の可能性が高く企業再生に意欲を持っている
- 現在、借入金の返済に苦しんでいるが、営業利益は計上しており、今後も利益を上げられる見通しである
- メインの金融機関から再生計画の策定を要請されている
- 借入金の返済猶予を申し入れているが、了解を得られない
- 一部の金融機関が、RCCに債権を譲渡してしまった

【企業再生までの流れ】



- **相談費用**…………… 第一次対応は無料ですが、第二次対応では必要に応じて負担していただく場合があります。
- **守秘義務**…………… ご相談いただく内容は、守秘義務により厳重に保護されます。

*相談・お問い合わせは事前の電話予約が必要となります。

問合せ先▶ 栃木県中小企業再生支援協議会 電話：028(610)4110

東日本大震災に伴う「震災就労等特別相談窓口」

栃木県では、東日本大震災などの影響により、職を失った方や職を失う恐れのある方、また、内定取り消し等で求職活動中の未就職卒業者や若年者の方を支援するための「震災就労等特別相談窓口」を開設しています。

【「震災就労等特別相談窓口」設置場所】(開設日4月18日)

(1)とちぎ求職者総合支援センター及びジョブカフェとちぎ

相談対象者	震災の影響により、職を失った方や職を失う恐れのある方 震災の影響による内定取り消し等で求職活動中の未就職卒業者や若年者	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ●とちぎ求職者総合支援センター ①0120-984-949(フリーコール) 平日 午前10時から午後5時 (栃木県内の固定電話、公衆電話からご利用いただけます) ②028-600-4071 平日 午前8時30分から午後7時 土曜日 午前10時から午後5時 	<ul style="list-style-type: none"> ●ジョブカフェとちぎ 028-623-3226 平日 午前8時30分から午後7時 土曜日 午前10時から午後5時
相談内容	(1)職業紹介 (2)就労相談 (3)就職についての悩み、不安の相談 (4)生活資金に関する情報提供 (5)被災者向け雇用促進住宅への入居案内 (6)未就職卒業生や若年者向け相談、求人情報・セミナー等の情報提供	

(2)各労政事務所

相談対象者	震災の影響により、職を失った方や職を失う恐れのある方	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ●宇都宮労政事務所 028-626-3053 ●小山労政事務所 0285-22-4032 ●大田原労政事務所 0287-22-4158 ●足利労政事務所 0284-41-1241 	
相談内容	(1)労働相談(解雇、賃金未払い、労災等) (2)生活資金に関する情報提供 (3)被災者向け雇用促進住宅への入居案内	

平成23年4月15日現在(五十音順)

問合せ先▶ 栃木県 労働政策課 雇用対策担当 電話：028(623)3224

日本商工会議所と当所では、「夏期の電力対策『ピーク抑制&節電』のための自主行動計画作成ガイドライン」をとりまとめました。この夏に予想される電力不足を解消するために、個々の企業による自主的な取り組みを支援するためのものです。その内容に基づいて、節電行動計画の作り方をご紹介します。

【1. 昨年夏のピーク時間帯の使用最大電力を確認しましょう】

過去の電気料金の計算書、請求書、電気使用の検針票などから、今までの電力の使用状況を確認しましょう。

電力の需要家は、東京電力の場合、大きく分けて下記の3種類に分類されます。

*以下に記載する「最大使用電力量」と、請求書等に記載されている「最大需要電力」とは、同じ意味です。

〈大口需要家(500kw以上)〉

- 条件…………… 高圧(6,000V)以上で受電している需要家(特別高圧は2万V、6万V、14万V)。
- 概要……………
 - ・使用最大電力が契約電力を超えないような契約電力(kw)が設定されている。但し、超過した場合は契約超過金を支払う。
 - ・過去の使用最大電力kwの実績値や、現在の使用電力kwの把握を、自社の管理設備等で対応している需要家が多い
 - ・現在の使用電力kwは、各需要家に取り付けられている「電力需給用複合計器」(30分毎に計測)を見ることも可能(但し、電力会社から見方を確認する必要がある)。
 - ・月々の請求書に前月の使用最大電力の記載あり。

〈小口需要家①(50kw以上500kw未満)〉

- 条件…………… 高圧(6,000V)で受電している需要家
- 概要……………
 - ・請求書に過去(直近)1年分の毎月の使用最大電力を表示。この直近1年間での使用最大電力が契約電力になる(契約電力は毎月、当月を含む過去1年間の使用最大電力を見て見直され、基本料金算定に反映される)
 - ・現在の使用電力kwの確認は、各需要家に取り付けられている「電力需給用複合計器」(30分毎に計測)を見ることにより可能(但し、電力会社から見方を確認する必要がある)。

〈小口需要家②家庭、個人(50kw未満)〉

- 条件…………… 低圧100V・200Vで受電している需要家(低圧電力契約、従量電灯契約等)
- 概要……………
 - ・「今、使用電力kwはいくらか」の確認ができない。
 - ・電気検針票には前月の使用量(kwhキロワットアワー)のみの記載で、使用最大電力は計測されない。
 - ・「低圧電力契約」の需要家には、契約電力kwが基本料金算定上設定される(但し、使用電力kwは計測されない)。

〈大口需要家(契約電力500kw以上、高圧で受電)〉

- ・「契約電力(kw)」を確認しましょう。
- ・昨年夏の7月・8月・9月における「使用最大電力(kw)」を確認し、昨年夏の使用電力(kw)の最大値を把握しましょう。この最大値から15%の抑制が最低限の目標になります。

〈小口需要家①(契約電力が原則50kw以上～500kw未満、高圧で受電)〉

- ・「契約電力(kw)」を確認しましょう。
- ・昨年夏の7月・8月・9月における「使用最大電力(kw)」を確認し、昨年夏の使用電力(kw)の最大値を把握しましょう。この最大値から15%の抑制が最低限の目標になります。

〈小口需要家②(原則50kw未満、低圧100V・200V)〉

- ・昨年夏7月・8月・9月の電気使用量(kwh)を確認しましょう。毎月の検針票(電気ご使用量のお知らせ)等から確認します。

【2. 具体的な節電行動計画を立てましょう】

「節電行動計画フォーマット」を活用して、対策項目を決め(チェック)、節電効果(抑制率%)を算定してみましょう。効果の算定(%)を正確に測るのが困難な場合はおおよそで構いません。

「節電行動計画フォーマット」は、資源エネルギー庁より示されたもので、電力消費が特徴的で、かつ汎用的な利用が可能な8業種のもの、自由記入形式のものが用意されていますので、それぞれの状況に近いものをご活用ください。

なお、それぞれの機器の使用電力や、節電による抑制数値を正確に把握・管理していくことは大変労力を要することから、標準的な電力消費の構造及び節電効果率(%)を用いて計画を立てるものとなっています。更に詳細な数値管理を含めた節電計画を立てたい場合は、「参考情報(リンク集)」に掲載の各関連サイトをご参照ください。

*「節電行動計画フォーマット」は、夏期の電力対策「ピーク抑制&節電」のための自主行動計画作成ガイドラインに含まれており、当所のHP(<http://www.u-cci.or.jp>)からダウンロードできます。

次ページでは、卸・小売店の節電行動計画フォーマットをご紹介しますが、他にも「オフィスビル」「卸・小売店(食品スーパーを除く)」「食品スーパー」「医療機関」「ホテル・旅館」「飲食店」「学校」「製造業(工場)」のフォーマットがダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

「節電行動計画」(卸・小売店)

事業者名： _____ 責任者名： _____

節電目標： _____

節電実績： _____

4つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック欄
照 明	・店舗の証明を半分程度間引きする。	13%	
	・使用していないエリア(事務室、休憩室等)や不要な場所(看板、外部照明、駐車場)の消灯を徹底する。	2%	
空 調	・店舗の室内温度を28℃とする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる)。	4% (+2℃の場合)	
冷凍/冷蔵	・業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%	

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください		建物全体に対する節電効果	チェック欄
空 調	・室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	8%	
その他	・ピーク時間を避けるため、営業時間や営業日を短縮・シフトする。(系列5店舗間で輪番平日一日または営業時間短縮した場合)。	10%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします		チェック欄
照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。(従来型蛍光灯からHf蛍光灯または直管型LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減)	
空 調	・使用していないエリア(事務室、休憩室等)は空調を停止する。	
	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	
	・搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場の冷気流出を防止する。 ・電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
冷凍/冷蔵	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	
	・冷凍、冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品を置かないようにすると共に、定期的に清掃する。	
	・オープン型の冷凍、冷蔵ショーケースについては、冷気が漏れないようビニールカーテンなどを設置する。	
コンセント 動力	・デモンストレーション用の家電製品などはできる限り電源をオフにする。	
	・電気式給湯機、給茶機、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力の▲15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

従業員への節電の啓発も大事です		チェック欄
節電啓発	・店舗全体の節電目標と具体的アクションについて、従業員へ理解と協力を求める。	
	・節電担当者を任命し、責任者(店長、部門長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性、方法について情報提供を行う。	

〈ご注意〉

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純には合計できません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上および管理上不適切なものとならないようご注意ください。

〈参考〉「各企業における使用電力抑制の取り組み事例」

<p>冷房等</p> <p>〈運用面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷房設定温度の「2～3度」引き上げ ・休憩時間、就業時間後の冷房停止 <p>〈設備面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扇風機・サーキュレーターの導入 ・遮熱シート、ブラインド活用 ・フィルター清掃ほか空調の効率利用 ・氷蓄熱システム（夜間電力）や電力以外（ガス式等）による冷房 	<p>操業日・時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動の土日シフト ・一部夜間操業へのシフト ・定時退社、ノー残業デーの徹底
<p>照明等</p> <p>〈運用面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用部照明の半減（テナントビル） ・店舗内照明、看板照明の抑制 ・不利用時のトイレ照明の消灯 ・建物外観照明の抑制（ホテル、宴会場） ・冷凍・冷蔵棚の照明削減（食品小売） <p>〈設備面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部照明のLEDへの切り替え 	<p>休暇・休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社初の連続休業の実施 ・夏期連続休暇の延長 ・有給休暇の取得促進 ・業界団体での連続休暇の分散調整（検討）
<p>機器等</p> <p>〈運用面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファックス・コピー複合機の集約化 ・コピー、プリントアウト資料の最少化 ・長時間離席時のパソコンの電源オフ ・飲料等自販機の一部稼働停止（撤去） ・不使用事務機器のコンセント外し（待機電力の削減） ・冷凍・冷蔵棚の集約化（食品小売）、一部常温販売 ・冷凍機の霜取り時間帯の分散化（食品小売） ・自動扉の一部停止（常時開放化） ・トイレのエアタオルの停止 ・ウォシュレットの温水停止 	<p>職場・事業所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務スペースの集約化（冷房・照明等の削減） ・催事・イベントの規模・内容見直し ・ショールーム営業時間の短縮 ・生産・業務の一部外部委託 ・テナント各社への節電計画作成の依頼 ・業界で専門家の節電コンサルティング導入
<p>〈設備面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型機器への切り替え 	<p>服装等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クールビズ」の徹底 ・内・外勤とも「ポロシャツ」勤務
<p>エレベーター等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの間引き（5基中2基停止） ・階段利用の促進（3UP・4DOWNの励行） 	<p>社内体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節電に関する社員からの提案制度 ・部署ごとの「節電担当者」任命 ・社内イントラネットで「節電特集」 ・節電実施の検証会議の実施（5～9月、緊急時対策の検討含む）
<p>工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部生産拠点の他地方シフト ・輪番操業（工業団地内で） ・電力多消費の大型マシンの夜間稼働 ・冷蔵倉庫の設定温度見直し 	<p>電気契約等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「季節別時間帯別契約」の採用 ・「業務用夏期休日割引契約」への加入 ・デマンド監視装置の導入（使用電力のリアルタイムの管理）
<p>（この欄は左側の「工場」欄と重複するため、ここでは省略）</p>	<p>自家供給等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電のフル稼働
<p>（この欄は左側の「工場」欄と重複するため、ここでは省略）</p>	<p>従業員への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼・打ち合わせ等での周知啓発 ・家電の電気使用量リストの配布 ・「節電行動計画」を職場等に貼付し注意喚起 ・「節電実施中」のバッヂ着用

【3. 節電行動計画を実行しましょう】

作成した節電行動計画の内容を、所内・店内に掲示して、従業員の皆さんやお客様などにお知らせし、計画の実行について協力を呼び掛け、推進していきましょう。

政府による「節電サポート事業」の実施が近々予定されています。

〈予定されている事業内容〉

- 専門家による節電行動計画作成の指導を受けられます（高圧の小口需要家）。
- 自社の節電行動計画を政府（資源エネルギー庁）が開設するサイトに掲載できます。
- 「節電ステッカー」が支給されます。
- 節電に関する説明会が開催されます。 他

開始後は政府ホームページに掲載される予定です。

【4. 従業員の家族を通して、家庭での節電を勧めましょう】

電力対策は、事業者のみならず、家庭も含めた国民全体の協力が不可欠です。貴事業所の従業員を通して、各家庭においても、家族で話し合っ、節電の意識を高め実行していくようにしましょう。

【5. 「緊急節電」対応も決めておきましょう】～猛暑日には国から強い協力要請があるかもしれません～

万一、猛暑等により使用電力（全需要電力）が電力会社の供給能力を上回り大規模停電が起きてしまう危険性が生じた場合には、政府から需要家の皆さまに緊急節電要請があるかもしれません。あらかじめ、そういった事態が発生した際の対応策を決めておきましょう。

〈参考〉「対応策整理例」

対応項目	内容
緊急時に電源を切る (稼働停止する) 設備	・ 照明関係 ・ 空調関係 ・ エレベーター・エスカレーター ・ パソコン、OA 機器 ・ コピー機、FAX 機、事務所内家電類 ・ その他臨時に止めても損害の少ない機器等
緊急節電時の体制	・ 事業所内の連絡体制 ・ 従業員・お客様への周知体制 ・ 稼働停止する（電源を切る）設備の操作責任者
その他	・ 緊急節電解除後、通常業務に戻る際の連絡体制 ・ その他注意事項等

【6. 参考情報(リンク集)】

〈手軽に実施できる節電策関連〉

- 東京電力
「ご家庭における具体的な節電方法について」 <http://www.tepco.co.jp/setsuden/index-j.html>
- 経済産業省
「節電 - 電力消費をおさえるには -」 <http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>
「いま知りたい電気のアレこれ」 http://www.meti.go.jp/setsuden/denki_no_arekore.pdf
- 中小企業庁
<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>
- 環境省
「みんなで節電アクション」 http://www.env.go.jp/jishin/setsuden_7points/

〈きめ細かい節電策を実施するための関連情報〉

- 東京中小企業家同友会
「中小企業のための節電対策簡易マニュアル」 <http://www.tokyo.doyu.jp/setuden.pdf>

【非放射能汚染に関する証明への対応について】

福島第一原発事故の影響により、日本からの輸入品に対する放射線検査を実施し始めた国や、日本企業に対し当該輸出貨物への放射性物質の汚染状況についての証明書等を求める取引先、または国が出てきています。

商工会議所では、「輸出貨物が放射性物質に汚染されていない、もしくは測定値が通常の基準値以下である」旨の証明そのものを行う事はできませんが、貿易登録をされている企業・個人事業者が作成された、客観的にその内容が確認できる記述に基づく宣誓書に対して、サイン証明を行う事ができます。

〈留意点〉

- 輸出者の宣誓文の内容が客観的事実に基づく内容になっていること。
(主観的な内容や、事実と異なる内容があった場合は商工会議所が責任をとるなどの表現は削除)
- 客観的事実が確認できる資料をできる限り添付していただくこと。
(例えば、製造場所を記載する場合の、製造場所を示す根拠資料など)

問合せ先▶ 宇都宮商工会議所 地域振興部 電話：028(637)3131

【EU等、アジア向け輸出に関する証明書発行】

福島第一電子力発電所の事故発生を受けて、各国政府(平成23年5月27日現在、EU等、マレーシア、タイ、韓国、シンガポール)は、日本で産出され、又は発送された食品及び飼料について、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになりました。

栃木県では、農林水産省から通知を受けて各国政府に輸出する食品等の証明書を発行しています。

証明書の発行要件は、輸出国によって異なりますので、栃木県ホームページやお電話にてお問い合わせください。

問合せ先▶

〈生鮮食品〉	栃木県 農政部 経済流通課 電話：028(623)2299	HP： http://www.pref.tochigi.lg.jp/
〈加工食品〉	栃木県産業労働観光部 国際課 電話：028(623)3165	

【栃木県内で製造された工業製品の放射線量測定】

栃木県産業技術センターでは、東日本大震災及び福島第一原発の事故を受け、県内企業が製造した工業製品について、東京都立産業技術研究センターの協力のもと、放射線量を測定する緊急支援を行なっております。

- **対象者**…………… 県内に事業所を有する企業
- **測定対象製品**…………… 屋内で製造された工業製品
(※原則、汚染の可能性が低く、安全性の確認が目的であることが前提になります。なお、食品・飲料の内容物の検査には対応できません。)
- **測定料**…………… 無料
- **測定内容**…………… ①試料 サイズ：1m角以内
重量：30kg以内
形態：固体のみ(透明なビニール袋で包装して持参)
試料数：5試料/1企業
②測定器 GMサーベイメータ

問合せ先▶ 栃木県産業技術センター 技術交流部 電話：028(670)3391 HP：<http://www.iri.pref.tochigi.lg.jp/index.html>

国内の放射線検査機関(全国対応)について

日本からの輸入物品に対し、放射線検査をする動きが各国で出てきています。このため、輸出前に日本国内で検査をしておきたいという相談が寄せられており、平成23年6月6日時点で確認できた検査機関を次のとおりご案内します(分野別・確認順)。

ただし、「非被曝証明」ではなく、測定値の結果を出すものです。

●全般(対応分野については各機関に要確認)

事業所名・団体名	電 話
(一社)日本海事検定協会	03(3454)5721
(財)新日本検定協会	03(3449)2611
太陽テクノリサーチ(株)	0120(463)363
テュフラインランドジャパン(株)	045(470)1850
東京ニュークリア・サービス(株)	03(3831)7957
日立協和エンジニアリング(株)	0294(55)7048
(株)同位体研究所	045(718)5457
(財)九州環境管理協会	092(662)0410
日本環境(株)	045(501)8271
中外テクノス(株)	082(295)2237
(株)加速器分析研究所	044(934)0020 (お問い合わせは本社川崎市、測定は福島県・白河分析センター)
(株)山梨県環境科学検査センター	055(278)1600
(株)ユニチカ環境技術センター	03-3246-7637(東京) 0564(21)0062(中部) 0774(25)2522(関西)
SGSジャパン(株)	045(330)1100(全体) 045(330)5027(サウジ・クウェート向け)
(財)日本穀物検定協会	03(3668)0911
(株)コスモ環境衛生コンサルタント	052(529)2656
(株)光子発生技術研究所	077(566)6362
(株)食環境衛生研究所	027(230)3411
ビジョンバイオ(株)	0942(36)3100
ユーロフィンジャパン	03(5492)7344

●食品

事業所名・団体名	電 話
(財)日本分析センター (5月9日現在、野菜、飲料水、原乳、水産物及び輸出食品について対応)	043(423)5325
(財)日本食品分析センター	03(3469)7131(東京本部)
(財)食品環境検査協会	045(201)7031(横浜事業所)
無添加食品販売(協)	03(3298)3681
(株)らいふ	03(5447)5285
(株)静環検査センター	054(634)1000
(財)日本冷凍食品検査協会	03(3438)1981(試験部)
いであ(株) (現在飲料水のみ対応、7月より食品全般予定)	03(4544)7606(営業本部) 03(4544)7609(環境化学部)
(株)日本食品エコロジー研究所	078(846)0261
(株)ハウス食品分析テクノサービス	043(237)5676
(社)日本食品衛生協会	042(789)0211

●工業製品

事業所名・団体名	電 話
(一社)全日検	03(5765)2125
テュフズードジャパン(株)	03(3372)4894
CCIC・JAPAN(株)	06(6241)3278
ビューローベリタスジャパン(株)	045(641)6032
(株)ジェイテック	097(528)8288
(財)材料科学技術振興財団	03(3749)2525
(一社)日本貨物検数協会	03(3543)3211 (業務部 業務一課)
ムラタ計測器サービス(株)	045(812)1811(営業部) 045(812)6411(環境部)

〈ご注意〉

これらの検査機関は、ジェットロが、各機関が実際に日本全国からの放射線検査の依頼・要望に対応し、さらにそれをウェブサイトでご案内していることを確認し、事前の了解を得た上で掲載しています。

具体的なサービス内容、料金等につきましては、それぞれの機関に直接お問い合わせください。個別のお取引において、万一トラブルが生じたとしても、ジェットロは責任を負いかねます。

問合せ先▶ 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェットロ) 電話: 03(3582)5511(総合案内) HP: <http://www.jetro.go.jp>

【BCPとは】

企業が地震、洪水及び火災などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

今回の大震災は、電力供給不足による停電、交通網の混乱、材料・資材等の調達不足など、これまでに想定されることのない、不足の事態に備えるリスクマネジメントの必要性が明確になりました。この大震災を教訓にして、企業が長期的に存続を維持するためにも、新たにBCPの策定に取り組むほか、既存BCPの見直しが重要となります。

宇都宮商工会議所では、会員事業所が災害緊急事態に強い企業となるための、BCP策定を支援いたします。

【BCP策定のステップ】

- STEP1 …………… 自社が遭遇する重大な自然災害などを確認する
- STEP2 …………… 自社の存続にかかわる重要な業務を挙げてみる
- STEP3 …………… 中核事業を復旧させる目標時間を設定する
- STEP4 …………… 復旧に長時間を要する資源を特定する
- STEP5 …………… 資金調達についても考えておく
- STEP6 …………… 対策や代替手段を考える
- STEP7 …………… 従業員、取引先などとの共通認識を持つ
- STEP8 …………… 安否確認と取引先との連絡手段を考える
- STEP9 …………… 今後、実施すべきことを整理し、計画的に進めていく
- STEP10 …………… 1年間の活動を総括して、BCPを見直す

中小企業庁「中小企業BCP(事業継続計画)策定運用指針」

中小企業の特性や実状に基づいたBCPの策定及び継続的な運用の具体的方法が、わかりやすく説明されています。

▶ <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

弁護士による中小企業経営者の相談対応(震災関連相談無料)

【日本弁護士連合会 ひまわりほっとダイヤル】

日本弁護士連合会では、「ひまわりほっとダイヤル」を活用して、中小企業経営者の法的課題解決や、震災関連相談は無料で対応するなど、弁護士による相談対応の強化が図られております。

売掛金の回収、過重債務や契約相談など、経営上の課題解決に弁護士による法的支援のニーズが増大していることや、一般の震災に関連する相談には無料で対応するなど、中小企業経営者に対する法的支援が拡充・拡大されております。

「ひまわりほっとダイヤル」は、全国共通のダイヤル番号を用いて運営され、電話を架けると地域の弁護士会に自動転送されて、当該弁護士会から指名された弁護士による面談が実施されるシステム。

相談料は、初回面談30分で5,250円。但し、東北地方太平洋沖地震関連相談は無料となっております。全国共通専用ダイヤル番号、受付時間及び問合せ先などは、下記をご確認ください。

●全国共通専用ダイヤル

▶ **0570-001-240** (お近くの弁護士会窓口につながります)

●受付時間

▶ **月曜日～金曜日** (祝日を除く)

午前10時～午後4時 (正午から午後1時を除く)

* 通話料がかかるほか、PHSおよび一部のIP電話からはつながりません。

問合せ先▶

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター 電話：03(3580)9981
日本弁護士連合会HP <http://www.nichibenren.or.jp/ja/sme>

去る5月23日「とちぎ産業節電サミット」にて採択されました『とちぎ節電対策宣言』は、県内産業界や県民が一丸となって節電への取り組みを行うことにより、県内産業の振興、発展と県民生活の安定を目指す決意を表明したものです。今後懸念されている電力不足に伴う大規模停電等の不測の事態を避けるためにも、ご協力をお願いいたします。

「とちぎ節電対策宣言」

本県は、自動車産業や航空宇宙産業、医療機器産業などが集積する全国有数の「ものづくり県」として、また、豊かな自然や世界的な歴史遺産や文化遺産に恵まれた日本有数の観光地として発展してきました。

しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力の供給能力の大幅な減少により、今後当分の間、電力の需給バランスが崩れた場合に大規模停電等の不測の事態が見込まれることから、電力の最大使用量の抑制が国家的命題となっております。

こうした中、県内産業が震災の影響から早期に復興し発展していくためには、円滑な産業活動や雇用の維持とその制約要因ともなりかねない節電対策の両立という困難な課題に立ち向かわなければなりません。

このため、私たちは、政府の電力需給対策に協調し、目標とする需要抑制率15%の達成に向け英知を尽くして最大限努力するとともに、県内産業の復興と発展に全力で取り組むことをここに決意いたします。

県内の産業界をはじめ県民の皆様におかれては、この趣旨に御賛同いただき、電力の最大使用量の削減に取り組まれ、この難局を乗り越えるとともに、本県産業の更なる発展と県民生活の安定に御尽力くださるようお願い申し上げます。

平成23年5月

栃木県	知 事	福田 富一
社団法人栃木県商工会議所連合会	会 長	北村 光弘
栃木県商工会連合会	会 長	中村彰太郎
栃木県中小企業団体中央会	会 長	菊池 功
社団法人栃木県経済同友会	筆頭代表幹事	板橋 敏雄
社団法人栃木県経営者協会	会 長	青木 勲
日本労働組合総連合会栃木県連合会	会 長	青木 義明
社団法人栃木県観光物産協会	会 長	小松 正義
栃木県工業団地管理連絡協議会	理事長	鈴木 貞夫
日産自動車株式会社栃木工場	工場長	高岡 洋海
富士重工業株式会社航空宇宙カンパニー	プレジデント	永野 尚
東芝メディカルシステムズ株式会社	常 務	鬼塚ひろみ
とちの環県民会議	会 長	陣内 雄次
株式会社下野新聞社	代表取締役社長	橋本 達明
株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	水沼富美男

「関係機関所在地および電話番号一覧」

※順不同

〈1〉金融、資金繰り支援の相談窓口、問合せ先

栃木県 経営支援課（金融担当）	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3180
宇都宮市 商工振興課（商工振興グループ）	宇都宮市旭1-1-5	028-632-2433
日本政策金融公庫（宇都宮支店）	宇都宮市二番町1-31	028-634-7141（国民生活事業） 028-636-7171（中小企業事業）
株式会社商工組合中央金庫（宇都宮支店）	宇都宮市西1-1-15	028-633-8191
栃木県信用保証協会（宇都宮本所）	宇都宮市中央3-1-4	028-635-2121
栃木県信用保証協会（足利支所）	足利市南町4254-1	0284-70-6339

〈2〉小規模企業共済、倒産防止共済（経営セーフティ共済）に関する問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構（共済相談窓口）	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	050-5541-7171
--------------------------	------------------------	---------------

〈3〉税法上の取扱いに関する相談窓口、問合せ先

国税庁	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4161（代表）
宇都宮税務署（仮庁舎）	宇都宮市本町10-6	028-621-2151

〈4〉従業員の雇用管理、雇用調整助成金の支給申請等に関する相談窓口、問合せ先

栃木労働局	宇都宮市明保野町1-4 合同庁舎4階	028-634-9112
宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町1-4 合同庁舎別館	028-633-4251
ハローワーク宇都宮	宇都宮市明保野町1-4 合同庁舎1階	028-638-0369
社労士会復興支援ほっとライン （全国社労士会連合会無料電話相談窓口）		0120-000-528

〈5〉就労相談、求職活動に関する相談窓口、問合せ先

とちぎ求職者総合支援センター	宇都宮市駅前通り1-3-1	0120-984-949 028-600-4071
ジョブカフェとちぎ	宇都宮市駅前通り1-3-1	028-623-3226
宇都宮労政事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3053

〈6〉貿易関係証明、県内製品の放射線量測定に関する相談窓口、問合せ先

宇都宮商工会議所	宇都宮市中央3-1-4	028-637-3131
栃木県 経済交流課		028-623-2299
栃木県 国際課	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3165
栃木県産業技術センター技術交流部	宇都宮市刈沼町367-1	028-670-3391

〈7〉海外との取引関係の相談窓口と問合せ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）	東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル	03-3582-5511（総合案内）
----------------------	-----------------------	--------------------

〈8〉日本弁護士連合会「ひまわりほっとダイヤル」

ひまわりほっとダイヤル		0570-001-240
-------------	--	--------------

〈9〉生命保険・損害保険に関する相談窓口、問合せ先

生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」		0120-001731
日本損害保険協会そんがいほけん相談室		0120-107808
外国損害保険協会		03-5425-7963

〈10〉経済産業局

中小企業電話相談ナビダイヤル		0570-064-350
----------------	--	--------------

〈11〉東日本大震災特別相談窓口（県内商工会議所）

栃木商工会議所	栃木市片柳町2-1-46	0282-23-3131
宇都宮商工会議所	宇都宮市中央3-1-4	028-637-3131
足利商工会議所	足利市通3-2757	0284-21-1354
鹿沼商工会議所	鹿沼市睦町287-16	0289-65-1111
小山商工会議所	小山市城東1-6-36	0285-22-0253
日光商工会議所	日光市平ヶ崎200-1	0288-30-1171
大田原商工会議所	大田原市山の手1-1-1	0287-22-2273
佐野商工会議所	佐野市大和町2687-1	0283-22-5511
真岡商工会議所	真岡市荒町1203	0285-82-3305